地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月11日

横浜市契約事務受任者 教育次長 木村 奨

- 契約の概要 梅林小学校保健室床補修工事
- 2 履行(納品)場所磯子区杉田 5 丁目 13 番地の1横浜市立梅林小学校
- 3 契約日 令和5年10月25日
- 4 履行日又は履行期間 令和5年11月30日
- 5 契約金額 674,300 円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)株式会社サクシード横浜市磯子区森1-2-1-113
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 保健室での対応に支障をきたす可能性が高く、児童及び教員の安全確保に重大な支障が

生じると判断したため、緊急に対応する必要があった。

- 8 契約の相手方の選定理由 当校が所在する磯子区で可及的速やかに修繕対応できる業者を有資格者名簿より選定 した。
- 9 所管課 教育施設課営繕係